

条例のあらまし

埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例（埼玉県条例第七十号）

一 趣旨

スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施し、県民の健康増進等を図るための条例の制定

二 内容

(一) 責務

スポーツ振興のまちづくりを推進するための県の責務を定める。

(二) スポーツ振興のまちづくりのための措置

- ア スポーツに関する多様な活動の促進
- イ 生涯スポーツの振興等
- ウ 子どもの体力向上及び学校体育の振興
- エ スポーツの競技力向上
- オ 施設の整備及び充実等

三 施行期日

平成十九年四月一日